

木更津市の給与・定員管理等について

本市の給与・定員管理についてお知らせします。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

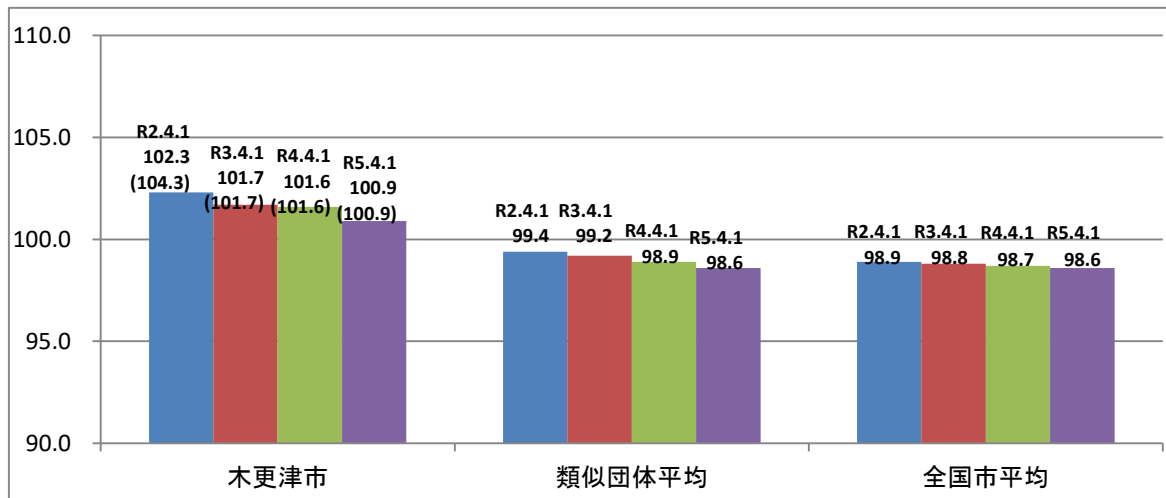
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和 4年度	人 136,303	千円 53,216,857	千円 1,592,202	千円 8,370,293	% 15.7	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 4年度	人 948	千円 3,279,160	千円 644,887	千円 1,280,074	千円 5,204,121	千円 5,490	千円 6,312

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレスを単純平均したものである。

【令和5年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み】

木更津市のラスパイレス指数については、国と比較して初任給基準が高いこと、高齢層職員の給与水準が高いことによりラスパイレス指数を押し上げる結果となっている。本市においては従来から高齢層職員の給与抑制に努めているところであるが、今後とも国の制度や基準に合わせ適正な水準を目指していく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (- %)	%	%	%
	—	—	(- %)	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、木更津市においても3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より段階的に支給割合を上げることとしていたが、厳しい財政状況を踏まえ、令和3年4月1日から当分の間3%の支給とした。

(参考)

	平成 26 年度の 支給割 合	平成27年度 の支給割合		平成 28 年度の 支給割 合	平成 29 年度の 支給割 合	平成 30 年度の 支給割 合	令和 元 年度の 支給割 合	令和 2 年度の 支給割 合	令和 3 年度の 支給割 合	令和 4 年度の 支給割 合	令和 5 年度の 支給割 合
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	0 %	1 %	2 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
木更津市の支給割合	3 %	3.5 %	4.3 %	5 %	5 %	5 %	5 %	5 %	3 %	3 %	3 %

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
木更津市	39.0 歳	297,649 円	380,849 円	336,100 円
千葉県	40.0 歳	303,122 円	405,893 円	355,779 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.1 歳	314,152 円	413,271 円	364,499 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
木更津市	54.7歳	57人	336,682円	376,074円	361,682円	—	—	—	—
うち清掃職員	54.4歳	41人	334,454円	364,244円	358,397円	廃棄物処理業従業員	47.3歳	310,800	1.17
うち用務員	54.6歳	5人	319,260円	347,199円	345,577円	用務員	49.1歳	241,700	1.44
うち学校給食員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	52.6歳	303人	298,707円	355,761円	334,780円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体						—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
木更津市	—	—	—
うち清掃職員	5,885,297	4,321,100	1.36
うち用務員	5,949,727	3,253,900	1.83
うち学校給食員	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年～令和4年の3か年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		木更津市	千葉県	国
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	158,900 円	—	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	259,244円	333,520円	377,333円	402,942円
	高 校 卒	228,767円	327,400円	359,875円	380,750円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	320,500円	349,350円	370,200円

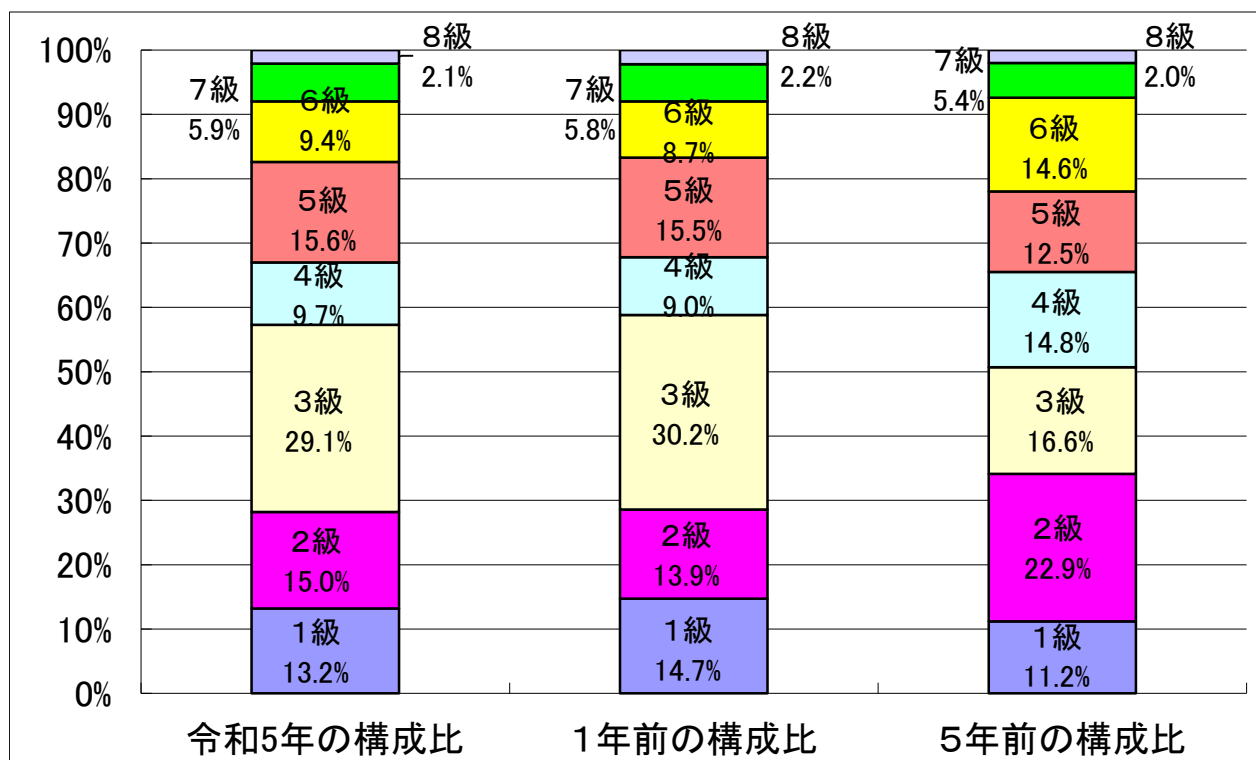
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

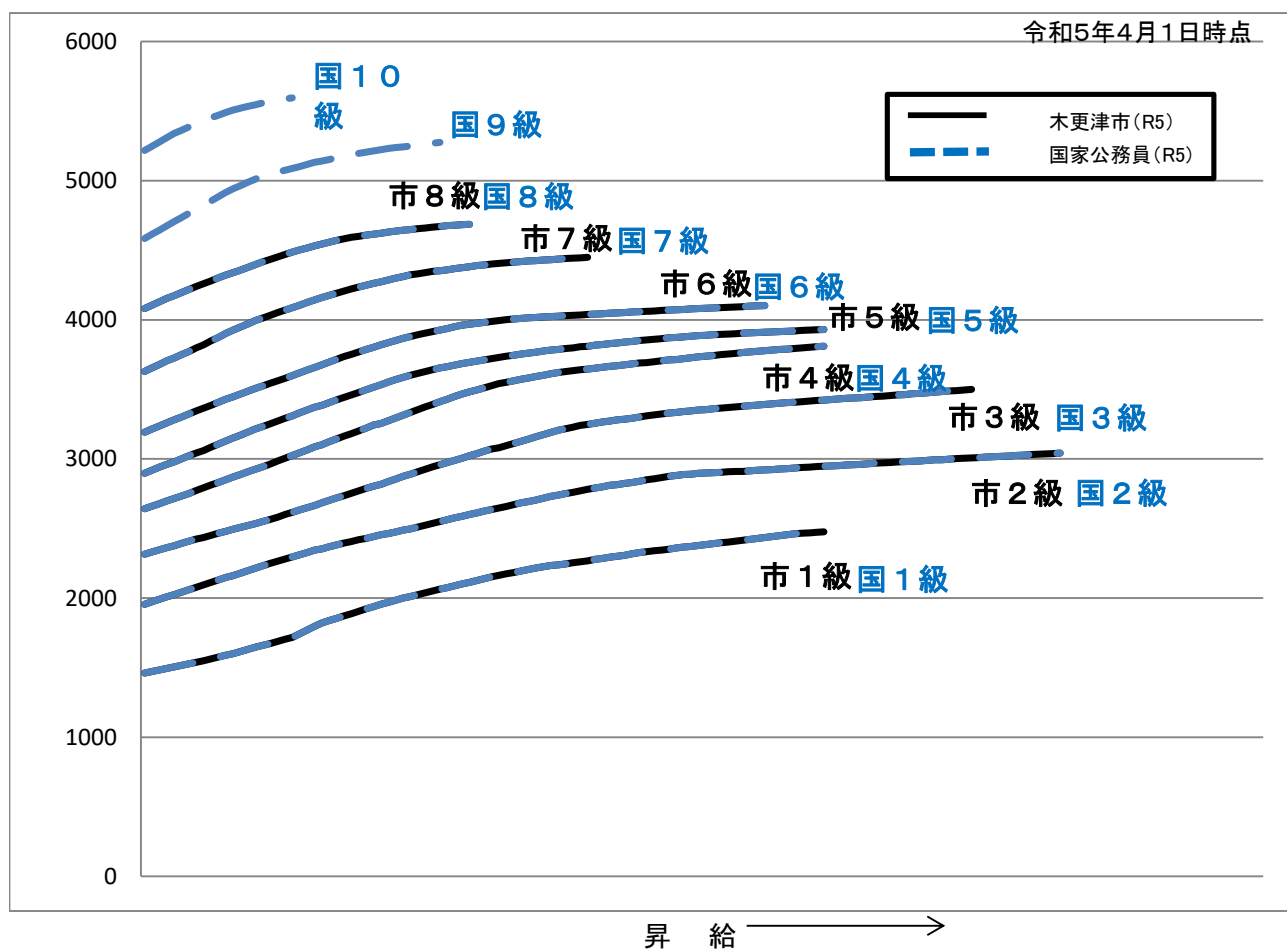
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長	人 13	% 2.1	408,100円	468,600円
7級	次長、課長	人 36	% 5.9	362,900円	444,900円
6級	課長補佐、主幹	人 57	% 9.4	319,200円	410,200円
5級	係長、副主幹	人 95	% 15.6	289,700円	393,000円
4級	係長、主査	人 59	% 9.7	264,200円	381,000円
3級	主任主事、主任技師	人 177	% 29.1	231,500円	350,000円
2級	主事、技師	人 91	% 15.0	195,500円	304,200円
1級	事務員、技術員	人 80	% 13.2	146,100円	247,600円

（注） 1 木更津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (木更津市)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○		○	○
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

木更津市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,490 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,685 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（木更津市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	評価の公平性を確立後に活用予定		評価の公平性を確立後に活用予定	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

木更津市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合	3,587 千円			
	勸奨	20,555 千円			
	定年	22,916 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)			111,685 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			111,277 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
木更津市	3.0 %	1,018 人	3.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		11,284 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		56 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		20.3 %		
手当の種類(手当数)		20 種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税等徴収業務手当	税金、保険料、使用料等の徴収事務に従事する職員	庁舎以外の場所において滞納者等と対面の方法により行う徴収業務	24千円	日額300円
財産差押業務手当		滞納処分としての財産差し押さえ業務	281千円	1件当たり500円
生活保護、老人福祉、障害者福祉及び児童福祉業務手当	社会福祉事務に従事する職員	生活保護、老人福祉、障害者福祉及び児童福祉の措置業務	1,589千円	月額3,500円
行旅病人取扱業務手当		行旅病人の取扱業務	—	1件当たり1,000円
行旅死亡人取扱業務手当		行旅死亡人の取扱業務	54千円	1件当たり3,000円
感染症予防等処理作業手当	保健衛生及び公害並びに下水道事務に従事する職員	感染症患者の移送、発生場所の消毒等	4,977千円	日額500円
新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防等処理作業手当の特例		新型コロナウイルス感染症患者の移送、発生場所の消毒等		感染症患者等との接触がない場合 日額3,000円 接触を伴う場合 日額4,000円
結核患者接触業務手当		結核患者に接する業務	—	日額200円
毒物及び劇物取扱業務手当		毒物・劇物の検査、科学分析、試験等	9千円	日額250円
廃棄物収集処理及び清掃作業並びに害虫駆除作業手当	廃棄物収集処理及び清掃作業並びに害虫駆除作業に従事する職員	廃棄物収集処理、収集作業、害虫駆除作業	2,511千円	日額250円
特殊自動車運転手当	クレーン付貨物車、フォークリフト又はショベルローダ運転に従事する職員	特殊車両の運転業務	6千円	日額200円
災害対策本部業務手当	災害対策業務に従事する職員	災害応急措置等の現地作業	19千円	日額400円
救助作業手当	消防及び救急業務に従事する職員	消防の救助隊員	649千円	日額300円
		上記以外の職員		日額300円
救急救命士特定行為業務手当		救急救命士が行う救急救命処置業務	933千円	日額700円
特別消火作業業務手当		はしご車による10m以上の高所、3m以上の深所での訓練、消火作業		日額200円
消防用大型自動車等運転業務手当		大型、中型又は準中型自動車(消防の用に供するものに限る)の運転業務		大型自動車 日額300円 中型自動車 日額250円 準中型自動車 日額200円
高所及び深所作業手当	高所または深所業務に従事する職員	高所(10m以上)または深所(3m以上)における作業	—	日額200円
1級建築士業務手当	1級建築士資格免許を要する業務に従事する職員	1級建築士の設計及び工事監理業務	106千円	日額250円
建築主事業務手当	建築主事資格を要する業務に従事する職員	資格を必要とする業務	126千円	月額3,500円
電気主任技術者業務手当	電気主任技術者資格免許を要する業務に従事する職員	資格を必要とする業務	—	月額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	224,704 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	417 千円
支給実績（令和3年度決算）	220,307 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	410 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	・子 10,000円 ※ただし、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合1人につき5,000円加算 ・配偶者、父母等 6,500円	同じ		79,590千円	234,778円
住居手当	・借家の場合 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給 ・自宅の場合 なし	同じ		74,778千円	310,280円
通勤手当	・電車、バスを利用する場合 全額支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて4,700円～24,500円支給	異なる	国は、定期代55,000円までは全額支給 国は、使用距離に応じて2,000円～31,600円支給	77,974千円	90,758円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 職務の級に応じた定額制 8級職 75,000～80,000円 7級職 50,000～70,000円 6級職 30,000～60,000円	異なる	国は職務の級に応じた定額制	97,778千円	622,790円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		12,887千円	103,925円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 週休日等 5,000円～12,000円 週休日等以外の日 5,000円～6,000円	異なる	週休日等 6,000円～18,000円 週休日等以外の日 3,000円～6,000円	152千円	50,667円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市 長	960,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額		
	副 市 長	820,000	円	1,030,000	円／	686,000 円
報 酬	議 長	530,000	円	760,000	円／	450,000 円
	副 議 長	470,000	円	670,000	円／	390,000 円
	議 員	450,000	円	620,000	円／	370,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合)				
	副 市 長	4.40	月分			
	議 長	(令和4年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	4.40	月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	在職月数×35/100	16,128,000 円	任期毎		
	備 考	在職月数×25/100	9,840,000 円	任期毎		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

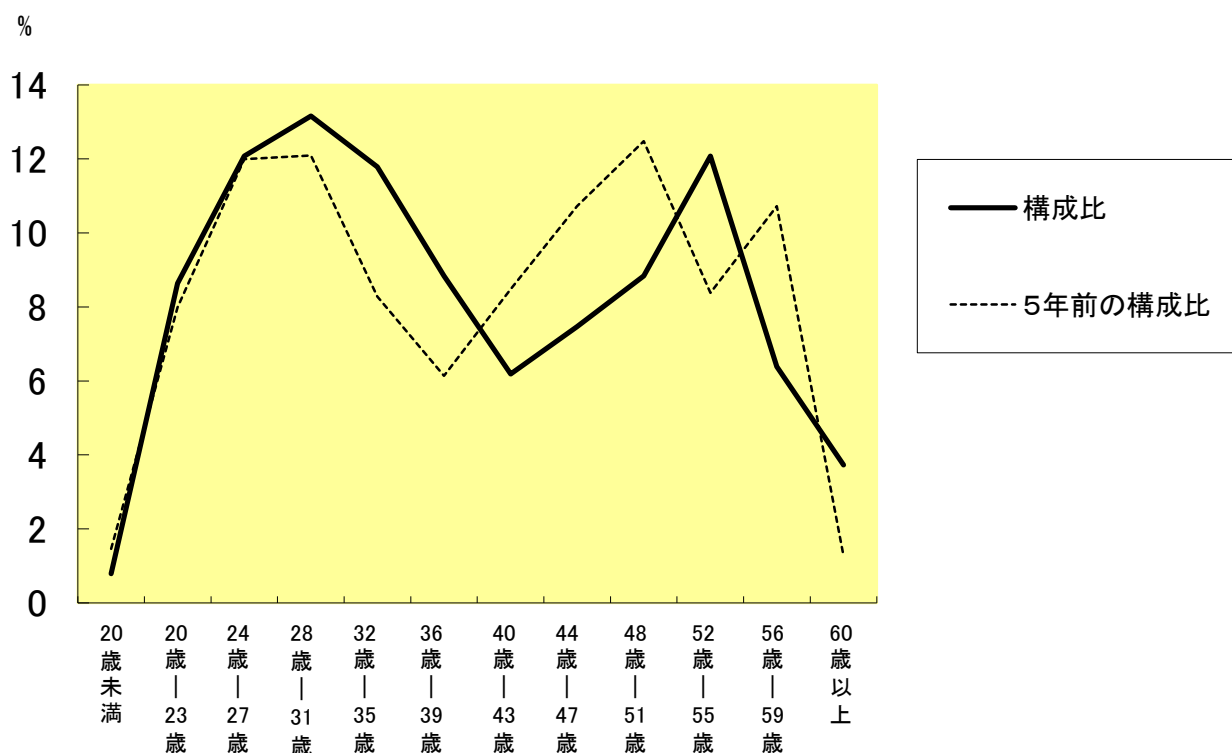
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会	8	8	0	
	総務・企画	190	189	▲ 1	80周年事業終了のため及び組織機構の改革
	税務	56	55	▲ 1	適正人員の見直し
	民生	137	143	6	組織機構の改革
	衛生	103	99	▲ 4	火葬場建設の終了による
	農林水産	25	27	2	適正人員の見直し
	商工	21	23	2	適正人員の見直し
	土木	98	100	2	適正人員の見直し
	計	638	644	6	＜参考＞ 令和5年4月1日現在人口 136,194 人 人口1万当たりの職員数 47.29 人 (類似団体の同職員数 47.43 人)
	教育部門	115	112	▲ 3	組織機構の改革
	消防部門	195	191	▲ 4	退職による
公営企業等 会計部門	小 計	948	947	▲ 1	＜参考＞ 人口1万当たりの職員数 69.53 人 (類似団体の同職員数 61.81 人)
	下水道	21	20	▲ 1	適正人員の見直し
	その他	47	51	4	適正人員の見直し
	小 計	68	71	3	
合 計		1,016	1,018	2	＜参考＞ 人口1万人当たりの職員数 74.75 人
		[1,070]	[1,070]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	8人	88人	123人	134人	120人	90人	63人	76人	90人	123人	65人	38人	1,018人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	613	638	640	636	638	644	31(5.1%)
教 育	124	117	115	116	115	112	▲12(▲9.7%)
消 防	186	189	191	193	195	191	5(2.7%)
普通会計計	923	944	946	945	948	947	24(2.6%)
公営企業等会計	103	68	68	69	68	71	▲32(▲31.1%)
総合計	1,026	1,012	1,014	1,014	1,016	1,018	▲8(▲0.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。